

～制度調査部情報～

2008年6月27日 全4頁

銀行等の業務範囲を拡大する改正法

制度調査部
金本 悠希

2008年金商法改正関連シリーズ

【要約】

- 金融商品取引法・銀行法等の改正法が6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、銀行等の業務範囲の拡大について説明する。
- 改正により、まず、銀行本体について、子会社である外国銀行の業務の代理・媒介や、投資助言業務、排出権取引などが新たに認められた。
- また、銀行・銀行持株会社の子会社について、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社（企業再生会社等を想定していると考えられる）が認められた。
- さらに、銀行の兄弟会社について、銀行の業務の健全・適切な運営が確保されることを条件に、商品売買業務（商品現物取引）が認められた。
- これらの銀行法等の改正規定は、公布日である2008年6月13日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される。

(注)本稿は、法案段階で作成した拙稿「銀行等の業務範囲を拡大する改正法案」(2008年3月31日付D I R制度調査部情報)の確定版である。

1. はじめに

○2008年3月4日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」¹が国会に提出され、6月6日に可決・成立し、6月13日に公布された。

○これは、昨年12月18日に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告、第二部会報告や、昨年12月21日に公表された金融庁の「金融・資本市場競争力強化プラン」をうけて、金融商品取引法（以下、金商法）などを改正する法律である。

○改正点は多岐にわたっており、以下の点が主な改正点である。

- ①プロ向け市場の創設
- ②ETF（上場投資信託）等の多様化
- ③証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し
- ④利益相反管理体制の構築

¹ 金融庁HP (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/169/index.html>) 参照。

- ⑤銀行等・保険会社の業務範囲の見直し
- ⑥課徴金制度の見直し

○本稿では、このうち「⑤銀行等・保険会社の業務範囲の見直し」のうち、銀行等の業務範囲の見直しについて説明する。

2. 銀行本体の業務範囲の拡大

(1) 外国銀行代理業務・排出権デリバティブ

○改正により、銀行本体の業務範囲が拡大された。

○まず、付随業務（銀行業に付随する業務）として、**外国銀行代理業務**が認められた。外国銀行代理業務は、具体的には以下のように規定されており、付随業務としての外国銀行代理業務は、外国銀行がその銀行の子会社である場合とされている（改正銀行法 10 条 2 項 8 号の 2）。

外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）

○また、改正により、付随業務として認められている「金融等デリバティブ取引」の対象も拡大され、算定割当量²（いわゆる**排出権**）の価格も対象に追加された（改正銀行法 10 条 2 項 14 号）。

(2) 投資助言・代理業及び排出権取引

○銀行法は、以下の業務を銀行の固有業務と定めている（銀行法 10 条 1 項）。

- ①預金又は定期積金等の受入れ
- ②資金の貸付け又は手形の割引
- ③為替取引

○改正により、銀行のこれらの固有業務の遂行を妨げない限度において行うことが認められる業務として、以下の業務が追加された（改正銀行法 11 条 1 号、4 号）。

①投資助言業務

² 地球温暖化対策の推進に関する法律 2 条 6 項に規定する算定割当量その他これに類似するもの。

②排出権取引³

3. 銀行・銀行持株会社の子会社の業務範囲の拡大

(1) 「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」

○改正により、新たに以下の会社が銀行及び銀行持株会社の子会社と認められた（改正銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号、52 条の 23 第 1 項 11 号）。

経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社

○これは、2007 年 12 月 18 日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告⁴から推測すると、「企業再生（地域再生）等」を行う会社が想定されているのではないかと思われる。

4. 銀行の兄弟会社の業務範囲の拡大

(1) 商品売買業務

○改正により、銀行持株会社は、内閣総理大臣の認可⁵を受けて、商品の売買を含む「特例子会社対象業務」を専ら営む会社を子会社（「持株特定子会社」）とすることができるとされた⁶（改正銀行法 52 条の 23 の 2 第 1 項、3 項）。

○「特例子会社対象業務」は、具体的には以下のように定義されている（改正銀行法 52 条の 23 の 2 第 2 項）。

子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務で、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買その他の内閣府令で定めるもの

○「持株特定子会社」は、「特例子会社対象業務」を専業とする会社も認められるし、証券子会社・保険子会社・信託子会社・長期信用銀行子会社等が営む場合も認められる。しかし、以下の会社が行うことは認められない（改正銀行法 52 条の 23 の 2 第 1 項）。

³ 「算定期割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であって、内閣府令で定めるもの」と規定されている。

⁴ 金融庁 HP (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html)。

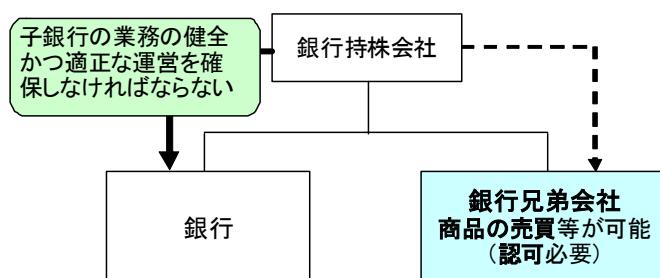
⁵ ただし、内閣府令で定める一定の事由（現段階では詳細は明らかではないが、担保権の実行などが該当すると考えられる）に基づいて子会社となる場合は、原則として認可は不要。

⁶ ただし、子銀行の子会社とすることは認められない。

- ①子銀行の子会社
- ②主として銀行持株会社、子銀行等のために専ら従属業務を営んでいる会社
- ③ベンチャービジネス会社・企業再生等を行う会社⁷

○ただし、銀行持株会社は、「特例子会社対象業務」を営む会社を子会社とする場合は、その**子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、必要な措置を講じなければならない**とされた（改正銀行法 52 条の 23 の 2 第 4 項）。

○なお、この必要な措置は「内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置」とされており、具体的な内容は現段階では明らかでない。



5. 施行日等

○今回の銀行法改正で銀行等に拡大される業務範囲は、以下のとおりである。

銀行本体	◇外国銀行代理業務 ◇投資助言業務 ◇排出権取引 ◇排出権価格を対象とする金融等デリバティブ取引
銀行・銀行持株会社の子会社	◇企業再生（地域再生）
銀行の兄弟会社	◇商品売買業務（商品現物取引）

○以上の改正は、公布日である 2008 年 6 月 13 日から 6 ヶ月以内の政令で定める日から施行される（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則 1 条）。

⁷ 正確には、「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」と規定されている。